

第 18 号

国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

昭和58年度から令和4年度までにおいて国が施行した国営川辺川土地改良事業について、当該事業に要した経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

人吉市

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	23,713,000円

錦町

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	93,806,000円

あさぎり町

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	127,450,000円

相良村

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	46,350,000円

山江村

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	142,650,000円

(提案理由)

昭和58年度から令和4年度までにおいて国が施行した国営川辺川土地改良事業に要した経費の一部を市町村に負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。